

令和6年度第3回

匝瑳市地域農業経営基盤強化促進計画等策定検討会

会議録

開催日時	
令和7年3月12日（水） 13:30～15:15	
開催場所	
市民ふれあいセンター 1階 第1会議室	
出席者	
委員	木下 真一、金城 ハル子、角田 由江、萩原 三江、伊藤 秀雄、塚本 優、土屋 玲子、鈴木 幸一、木内 三男
事務局	飯島農林水産課長、熱田農業戦略室長、渡辺主査補、石田（会計年度任用職員）
欠席者	
委員	石毛 甲子男

会議内容
【次第】 - 開 会 - 会長あいさつ - 議事 （1）匝瑳市地域計画（案）について - その他 - 閉会 - 開 会 - 開会宣言。委員出席状況を報告し、会議の成立を宣言する。 - 会長あいさつ - 議事 《事務局》 （1）匝瑳市地域計画（案）について - 資料に基づき説明。 《会長》 - 事務局からの説明について、質問・意見等あるか。

会 議 内 容

《委員 A》

地域計画（案）作成に当たり、農業委員会の役割について伺いたい。また、市では、統計情報等のデータを持っているか。

《事務局》

農業委員会は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱や作成マニュアルにより、農地の出し手・受け手の意向を把握し、市に情報を提供すること等となっている。

また、市では、農林業センサスをはじめとする各種統計情報を収集・活用しており、地域計画の内容にも反映させている。

《委員 A》

全国的に農業人口が大きく減少している状況の中で、担い手を確保していくためには、農作業を効率よく行うための基盤の整備が必要である。しかしながら、多くの地権者が非農家である現状では、基盤整備の機運醸成を地元を求めることは難しいと思う。

先日の農業新聞には、地元負担を求めない新たな事業が創設されとの記事が掲載されていた。これからは行政が主導し、市内全域において、計画的に事業を進めていくべきだと考える。

《委員 B》

労働力を確保するためのツールの一つとして、J A のマッチングアプリがあるので情報提供する。使い勝手がよく、遠方からの応募もあるとのことである。

《委員 E》

J A が直接運営しているものではないが、民間の労働者マッチングサービスもある。

《委員 A》

県の対応についても伺いたい。

《委員 C》

担い手を確保するため、各種フォーラムや研修会を開催している。担い手の確保に関しては、どうやって人を集めるかが重要であると考えている。

《事務局》

基盤整備事業の実施や担い手をいかに確保していくかは、まさに地域計画の実行の部分である。これまでは、地域での話し合いが契機となり、基盤整備事業が実施されてきたが、前提となる地域での話し合いが難しくなっている状況の中では、これまでとは異なったアプローチ方法を考えなければならない。

《委員 A》

その点については、市の仕事であると思う。都市計画と整合性を取りながら、戦略的に基盤整備を進めていくべきである。

《委員 B》

担い手を見つけていかなければいけないという点については、思いは一緒であると思う。

会 議 内 容

《委員D》

農業を担う者のリストについて、現状面積と実際の耕作面積に乖離があるようだが、正しいものか。

《事務局》

農業を担う者の現状面積については、農家台帳上の面積である。

《委員D》

相対契約による耕作が反映されていないため、現状の耕作状況と大きく差異があると思う。地域計画自体にずれが生じてしまうのではないか。

《事務局》

今回、当初となる地域計画を作成するに当たっては、相対契約等の農家台帳に記載されない経営面積については反映できていない。

市で把握していない部分をいかに表に出していくかが今後の課題である。引き続き、農業委員会等を通した権利設定を推進していきたい。

《委員A》

相対契約に限らず、作業委託している農地もあると思う。

《事務局》

いかに目標地図に落とし込んでいくか検討していきたい。

《委員E》

地域計画の変更方法について伺う。毎回、地域説明会等を実施することとなるのか。

《事務局》

原則は同様であると考えている。ただし、このほど農林水産省ホームページで地域計画の変更マニュアルが示され、協議については簡易な方法での開催が可能であるとのことである。

策定と同様に、変更についても、関係機関への意見聴取が農業経営基盤強化促進法19条により必要であるが、現在のところ、地域計画を変更している事例は、全国的にも少ないので、手続きについては、今後調査を進めていく。

《委員F》

貝塚地区には環境保全会があるか。地域計画（案）の作成に当たっては、保全会員の意見も反映できればよいと思う。

また、本年度、農林業センサスの調査が実施されているが、地域計画の内容に活用できるような項目は現状ないのが残念である。地域計画に関連のある項目があればよいと思う。

《事務局》

豊栄西環境保全会があり、豊栄地区における協議の場として、意見交換をさせていただいた。

《委員G》

本検討会での議論は大変参考になった。自身の地区では、植木農家が多く、田を担ってくれる人は減少している。今後、農地の条件が改善されればよい。

会 議 内 容

《委員H》

自身の地区では、特に南の地域のは場条件が悪く、排水もよくない。やはり基盤整備の必要性を感じている。

《委員D》

基盤整備事業はどこが主体となって実施することになるか。

《事務局》

事業を行う面積によって異なってくるが、地域からの機運があり、土地改良区が実施主体となるケースが多い。なお、20haを超える基盤整備事業においては、県が事業実施主体となると聞いている。

《事務局》

用排水の問題は、中間管理機構を通じた貸借契約でも多く出てくる相談内容である。ただ、農地を引き継ぐ担い手がない地区もあり、一概にすべての地域で基盤整備事業が実施できるかという課題が残る。現状では、難しい地区もあると思う。

《委員A》

私の地区では、自身が就農してから2回の基盤整備事業を実施している。当初の負担は先行投資ととらえ、是非、市にまとめ役になってもらいたい。

《委員I》

自分の地区でも昭和36年に基盤整備が実施され、現在はパイプライン化している。今のところはなんとか耕作できているが、今後はわからない。

《委員A》

行政主導によらなければ進まないと思う。課題はあると思うが、整理の上、戦略的にすすめていただきたい。

もう1点、農地周辺の環境保全のため、現在、環境保全会がない地域については、積極的に設立を推進していただきたい。

《会長》

他に質問・意見あるか。質問がないようなので採決する。「(1) 匝瑳市地域計画(案)について」、承認される方の挙手を求める。

(全員賛成)

「(1) 匝瑳市地域計画(案)について」は成立

4 その他

なし

5 閉会

閉会宣言